四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル		
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル		

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(4)　無変調搬送波状の妨害波を発生させ、四〇〇MHzを超える周波数で動作する設備の当該設備から三メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

一GHzを超え一八GHz以下の周波数帯	尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
高調波周波数帯域内	八二デシベル
高調波周波数帯域外	七〇デシベル

(4)　試験場で測定した利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）					
	その設備から三〇メートルの距離		その設備から一〇メートルの距離		その設備から三メートルの距離	
一五〇kHz以上四九〇kHz未満	三三・五デシベル		五七・五デシベル		八二デシベル	
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	二三・五デシベル		四七・五デシベル		七二デシベル	
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	二八・五デシベル		五二・五デシベル		七七デシベル	
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	二三・五デシベル		四三・五デシベル		六八デシベル	
三・九五MHz以上一一MHz未満	八・五デシベル		一八・五デシベル		六八デシベルから二八・五デシベルまで※	
一一MHz以上二〇MHz未満	八・五デシベル		一八・五デシベル		二八・五デシベル	
二〇MHz以上三〇MHz以下	（一）一・五デシベル	八・五デシベル			一八・五デシベル	

注一　その設備から三〇メートル、一〇メートル又は三メートルのいずれかの距離において測定を行い、表中の許容値を適用する。ただし、三メートルの距離における許容値は小型設備に対してのみ適用する。

二　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。